



-----

# ふれあい・いきいきサロン 開設・運営ガイドブック

-----

令和7年4月版

名古屋市社会福祉協議会 作成・発行

## 目次

- |                         |      |
|-------------------------|------|
| 1 ふれあい・いきいきサロンってどんなところ？ | P 2  |
| 2 ふれあい・いきいきサロンの効果       | P 3  |
| 3 サロン運営の心構え             | P 4  |
| 4 サロンの様子(活動例)～あるサロンの一日～ | P 5  |
| 5 ふれあい・いきいきサロンの開設のしかた   | P 6  |
| 6 ボランティア保険のご案内          | P 10 |
| 7 助成制度のご案内              | P 11 |
| 8 社会福祉協議会は「サロン何でも相談所」   | P 20 |

# 1 ふれあい・いきいきサロンってどんなところ？

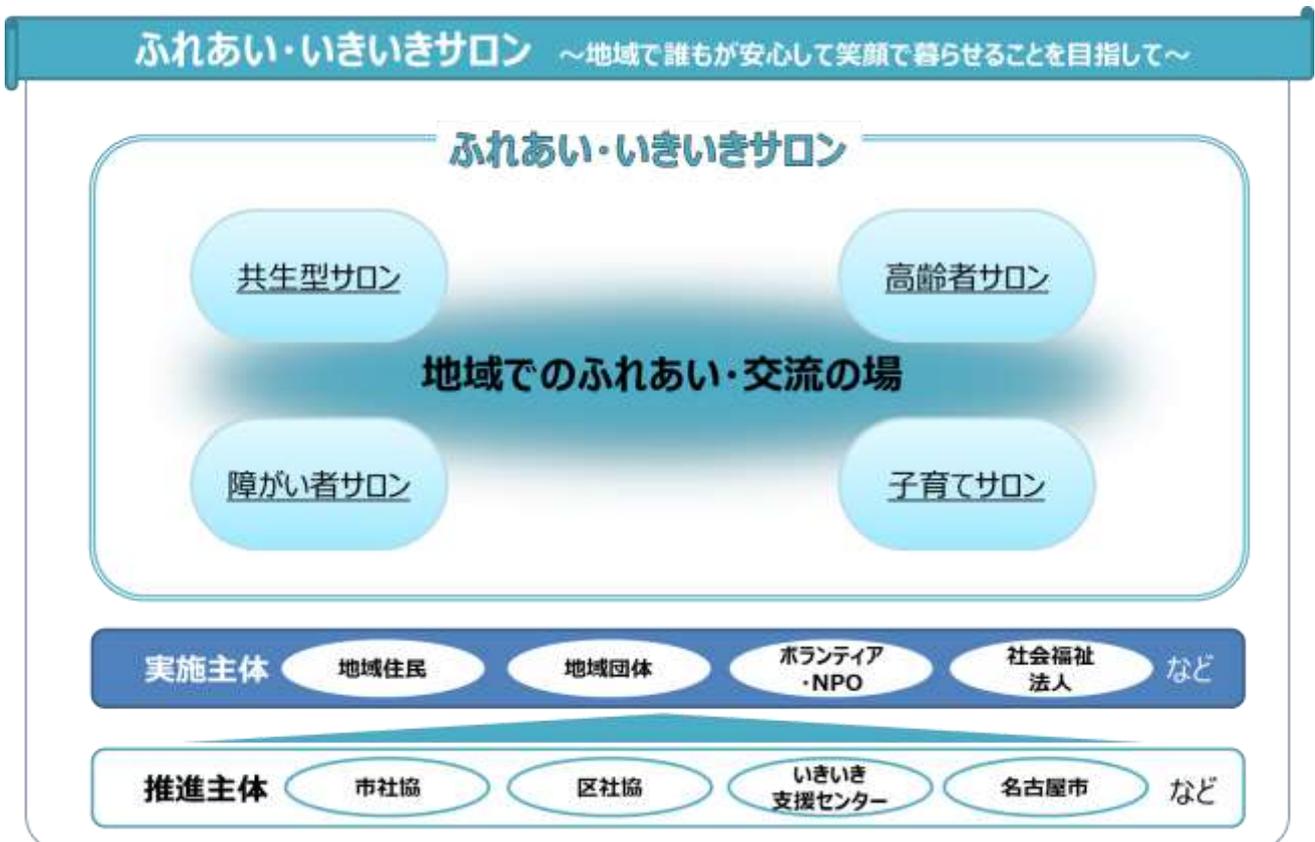
地域住民のみなさんが、身近な場所に集まって気軽に楽しくふれあいを深め、交流する活動で、地域の「お茶の間」「たまり場」とも言われています。

また、地域を拠点に、住民同士が協働で企画し、内容を決め、ともに運営していく楽しい仲間づくりの活動でもあります。

ふれあい・いきいきサロンには、高齢者が中心の「高齢者サロン」、子育て中の親子が集う「子育てサロン」、障がい者が中心に集う「障がい者サロン」、子どもから高齢者まで地域の誰でも参加できる「共生型サロン」などがあります。

活動内容は、みんなでおしゃべりを楽しんだり、体操をしたり、ゲームをしたり、物づくりを行うなど、サロンによって様々ですが、共通しているのは、参加者みんなで交流しながら、和気あいあい楽しむ活動であることです。

こうしたふれあい・いきいきサロンが、名古屋市内に 2,144 カ所（令和 6 年 1 月末現在）あります。



## 2 ふれあい・いきいきサロンの効果

---

### (1) 地域での仲間づくりにつながります

そこに行けば誰かがいる。誰かと話ができ、話を聞いてもらえる。だからお出かけする。

色々な人が出会い、知り合うことで、豊かな人間関係を作ることができ、仲間づくりを通じて外出機会の増加や孤独感の解消につながります。

また、地域で知り合いが増え、交流が深まることで、災害時の声かけ等、地域の防災力の向上に役立ちます。

### (2) 様々な情報を得ることができます

参加者同士で情報を交換したり、様々な分野の専門家が話題提供をおこなったりすることで、新たな情報を入手し共有することができます。また、悩み事を相談する場にもなります。

### (3) 見守りや課題発見の場になります

サロンに参加することで、参加者同士でお互いの日々の様子を知り、自然な形で見守りあうことができます。日常的なつながりもできます。

また、参加者が抱える課題等を発見する場となり、様々な人や専門機関と連携して、より良い暮らしができるように支えあっていくことが期待できます。

### (4) 介護予防や認知症予防につながります

身近な場所に歩いて出かけることやサロンの活動の中で、参加者同士でおしゃべりをしたり笑いあったり、様々なプログラムで無理なく体を動かしたり、脳を使うことで介護予防や認知症予防につながっています。

### (5) 誰もが活躍できる場です

サロンは地域の身近な場所で行う活動です。サロンに参加するなかで、テーブルの配置などの当日準備だけでなく、お茶を出したり、得意なことをお互いに教えあったり、次回のプログラムをみんなで考えたりと、様々な人がそれぞれの役割を持ち、支えあいながら参加している方全員が活躍することが出来ます。

また、サロンは、高齢者の笑顔や子どもの成長と出会うことのできる、地域での身近なボランティア活動の場です。

### 《令和3年度サロン実態把握調査の結果より》

「参加者の安否確認ができる」、「閉じこもり・孤立の防止になっている」、「参加者の体調の変化などに気づくことができる」といった効果を8割以上の運営者が感じています。また、7割以上が「介護予防や認知症予防に役立っている」、6割以上が「地域での助けあい活動や交流の拠点となっている」と感じています。

### 3 サロン運営の心構え

---

#### (1)「みんなが主役」

サロンはみんなの居場所です。「参加者＝お客さん」ではなく、できる人ができることを行い、みんなで作り上げていくのがサロンです。

「支え」「支えられる」関係により、支えあいの活動が生まれ、「みんなが主役」となるサロンにつながります。

#### (2)「いつでも、だれでも、気軽に参加できる」

サロンは、出入り自由が原則です。来たいときに来て、帰りたいときに帰れるような場にしましょう。

#### (3)「無理なく、みんなが楽しい」

一人に負担が集中しないように、みんなで協力して役割分担して運営しましょう。

まずはおしゃべりからはじめてみるなど無理なくはじめることがコツです。

また、あまり経費をかけずに、参加費をもらったり、参加者の得意なことを活かしたプログラムにするなど、継続していくために無理のない運営方法を考えましょう。

#### (4)「自分たちに合うやり方で行おう」

サロンの形は様々です。サロンを行う中で、参加者の声を取り入れながら、自分たちにあったやり方を見つけていきましょう。

また、1つのサロンですべてを担う必要はなく、地域にいろいろなサロンがあって、参加者にとって居心地のよいサロンを選べる環境が理想です。

### 誰一人取り残さない「地域共生社会の実現」に向けて

地域共生社会<sup>※</sup>の実現に向けて、地域でのサロンやカフェ、だれでも参加できる子ども食堂など、「縦割り」や「支え手」「受け手」といった関係を超えた、みんなの居場所づくりが進められています。

また、高齢者の介護予防や障がい者の社会参加、児童虐待、ニートやひきこもりなど、地域には様々な課題があり、その背景には社会関係や人間関係の希薄化による地域社会からの孤立があると言われています。こうした中、地域の豊かな人間関係づくりの場、お互いに支え合い助け合う関係を作り出す継続的な地域活動、個と社会をつなぐ拠点としてサロン活動が期待されています。

※ 制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会

## 4 サロンの様子(活動例) ～あるサロンの一日～

---

9時45分 少しずつ集まってみえた参加者と  
いっしょに会場の準備

10時00分 サロンオープン  
受付で名前を記入してもらい、  
参加費を集める

好きな席に座っておしゃべり

10時30分 はじまりのあいさつ  
最近の話題で盛り上がる(^^♪

10時45分 みんなで体操

(おしゃべりを続けている人も)

11時15分 お茶とお菓子で、おしゃべり再開

11時45分 みんなで片付け

12時00分 サロン終了  
簡単な振り返り



## 5 ふれあい・いきいきサロンの開設のしかた

---

### (1) 地域の状況の確認し、サロンの目的を決める

「どんなサロンにしたいか」や「地域にはどんなサロンが必要か」を考えましょう。

### (2) 協力者を探す

一人でサロンを運営することは大きな負担がかかります。無理なく継続していくためにも、地域の中から一緒に取り組む人を探しましょう。

協力者が見つかったら、グループとしての規約をつくっておくとよいでしょう。

### (3) 活動の基本的な内容を決める

#### ①対象者を決める

誰でも参加できる形が理想ですが、活動内容を決めるためにも、高齢の方が中心に集まる高齢者サロン、子育て中の親子が集う子育てサロン、障害のある方が集う障がい者サロン、子どもから高齢者まで幅広く参加できる共生型サロンなど、対象者を決めましょう。

#### ②開催頻度を決める

会場の確保や担い手の参加状況を考慮し、決めていきましょう。継続して活動することを考え、無理のない開催回数を設定しましょう。



- 👉 基本的な開催日や開催曜日を決め、定期的に行うと参加者が参加しやすくなります。  
(例：毎週水曜日 10 時～12 時、毎月第 2 金曜日 13 時～15 時)
- 👉 近くにあるサロンと開催日や開催時間をずらすと、より多くの方に参加してもらうことができるでしょう。

#### ③活動内容を決める

サロンの活動内容は、参加者同士がお互いに交流できる活動を心掛け、気楽に集まれるような内容にしましょう。参加者の声も取り入れながら、楽しく無理なくできる内容を考えましょう。できるだけ費用をかけずに楽しむ方法を考えることも大切です。

### 《令和 3 年度サロン実態把握調査の結果より》

他のサロンで取り組まれているプログラムで多いものは、お茶とおしゃべり、健康体操や健康講話、創作活動（手芸等）、脳トレとなっています。

## ポイント

- ☞ 「参加する＝お客さん」ではなく、参加者も運営者もみんなで協力してつくるのがサロンです！参加者のやりたいことや得意なことをプログラムに取り入れるなど、運営者だけで抱え込まず、みんなでサロンを盛り上げていきましょう。
- ☞ 会場に話題になるようなもの（絵などの作品、花、季節の小物等）を置くと話が盛り上がるかもしれません。
- ☞ みんなの力を遠慮なく借りましょう。参加者に頼みにくいかもしれませんが、できそうなことは思い切ってお願いしてみましょう。手伝ってもらえば、サロンの一員として意識が高まります。
- ☞ 名古屋市では、身近な場で介護予防・健康づくりを行う取り組みとして、集いの場に保健師やリハビリテーション専門職（理学療法士、作業療法士、言語聴覚士）を派遣する「地域サロン等支援事業」や、歯科医と歯科衛生士を派遣する「オーラルフレイル事業」を実施しています。
- ☞ 活動内容等に迷ったら他のサロンにぜひ見学にいってみましょう！

### ④運営費の検討をする

サロンを運営するために必要な経費には、会場使用料やお茶代、お菓子代、保険料、プログラムによっては材料代や講師代等が考えられます。

必要な費用は、担い手も参加者もみんなで負担し、サロンが継続して運営できるようにしましょう。（名古屋市・区社会福祉協議会では、サロンの開設・運営のための助成を行っています。詳しくはP.13へ）

### 《令和3年度サロン実態把握調査の結果より》

約7割のサロンが参加費をもらっており、1回あたりの参加費が「300円未満」のサロンが約6割となっています。

## ポイント

- ☞ サロンを継続するためにも、無理な運営はせず、必要なものを持ち寄ったり、参加費をとることも検討しましょう。参加費をとることで「みんなでサロンを運営している」という意識づけができたり、「お金を払った方が参加しやすい」という声もあります。

#### (4) 会場を探す

地域の中にある身近に歩いて行ける場所で、参加者や活動内容から自分たちのサロンに合う場所を探しましょう。

例：コミュニティセンターや集会所、団地の集会室、福祉施設、空き家や空き店舗、公園 など



☞ コロナ禍の影響もあり、3密を回避しやすい「屋外型」のサロン活動も注目されています。立ち寄りやすく参加しやすいというメリットもあるようです。

#### (5) 参加者を募る、活動を PR する

チラシの作成や配布、掲示板や回覧板の活用、参加してもらいたい方に直接声掛けをするなど、それぞれのサロンにあった方法で参加者を募りましょう。

なお、最も効果があるのはやはり参加者や知り合いからの声掛け、クチコミです。



- ☞ 参加者を増やすことも大切ですが、まずは長く続けることを意識しましょう。継続していくなかで、サロンが地域の中で認知されていき、参加者の確保につながります。
- ☞ 参加者を募る前に、町内会長さんや民生委員さんなど地域団体の役員の方に活動をはじめめることを説明しておく、その後の協力も得られやすいでしょう。
- ☞ 新しく来てくれた参加者は、常連さん同士で仲良さそうに話している様子を見たときに疎外感を感じることもあり、自分から輪の中には入りづらいそうです。輪の中に招き入れ、みんなで楽しい時間を過ごすことで、「また来たいなあ」と思ってもらえるようにしましょう。
- ☞ 男性参加者を増やしたい場合、男性が興味のあるようなことを企画に盛りこんだり、男性の特技を活かす内容などを考え、入りやすい雰囲気づくりを心がけるとよいでしょう。運営者だけでできるようなことでも、「お願い、あなたの力が必要な」と頼って声をかけてみるのもよいでしょう。

#### (6) 活動準備

サロンを安心して運営していくために、保険の加入や感染症対策、食中毒予防のための衛生管理、緊急時の対応を確認しておきましょう。

また、サロンの開設までに、当日の流れや準備物を確認しましょう。

なお、食品を取り扱う場合、「認知症カフェ・子ども食堂等における食中毒防止」のチラシの「食品衛生チェックリスト」でチェックしましょう。

(7) サロン当日

参加者も運営者も楽しみながら、みんなが主体的に参加できるようにしましょう。

(8) ふりかえり

サロン開催後は、運営者同士でふりかえりを行い、次回開催に活かしましょう。

すでに実践している活動の情報や、開設に向けた支援があれば、活動開始も運営もよりスムーズになります。活動者同士の情報交換も非常に有効です。ぜひ区社協にご相談ください。

## 6 ボランティア保険のご案内

---

ボランティア保険は、ボランティアが日本国内におけるボランティア活動中の偶然の事故により、自身がけがをした場合の「傷害事故」と第三者の身体や財物に損害を与え、法律上の損害賠償責任を負った場合の「賠償事故」などを幅広く補償するものです。万一の事故に備えて保険への加入を勧めています。

### (1) ボランティア活動保険

ボランティア活動保険とは、ボランティア活動中（宿泊を伴う活動を含みます）の偶然な事故により活動の対象者などの他人の身体を死傷させ、または財物を損壊したことにより、法律上の損害賠償責任を負った場合の賠償責任補償、及びボランティア自身が急激かつ偶然な外来の事故によってその身体に傷害を被った場合の傷害補償を対象とする保険です。

### (2) ボランティア行事用保険

ボランティア行事用保険とは、国内で社会福祉協議会及び民間のボランティア活動推進団体が主催者となるボランティア活動に関わる行事中に

①主催者及び参加者がケガをした場合に適用される「傷害部分」と②主催者及び参加者が事故により法律上の「賠償責任部分」をセットしたものです。

保険料、補償内容その他の詳しい内容については、市・区社会福祉協議会にお問い合わせください。

## 7 助成制度のご案内

名古屋市・区社会福祉協議会では、地域での孤立・閉じこもりの防止、健康・生きがいづくり、地域住民との交流や仲間づくり等を目的に実施するふれあい・いきいきサロンに対して、開設費用や運営費用の一部を助成する事業を実施しています。

「名古屋市高齢者サロンの整備等生活支援推進事業」及び「名古屋市社会福祉協議会ふれあいいきいきサロン推進事業（名古屋市福祉基金）」に基づき実施しています。

### (1) 助成要件

#### <目的>

地域での孤立・閉じこもりの防止、健康・生きがいづくり、地域住民との交流や仲間づくり等を目的とし、営利、宗教・政治活動を目的としないこと（区別がつかない場合は不可）。

※社会福祉施設等が、職員配置要件等本来事業を損なわない限りで実施するものは申請可能。

#### <実施主体>

地域住民団体やボランティア団体、NPO 法人等、この事業に理解と熱意のある団体であること。

#### <活動内容>

いつでも誰でも気軽に参加できるような交流の場があること。原則として特定のプログラムのみへの参加が条件の同好会・サークル・グループは不可。

#### <対象者>

名古屋市在住の高齢者、障がい者、子育て中の親子等を中心に、地域住民の誰もが参加できること。また、新たな参加者を拒まず、特定の参加者に偏らないこと。

#### <実施場所>

市内の一定の場所で定期的に開催すること。

※毎回会場が違う場合は不可

※屋外の場合も、サロン以外の他の活動と区分できるときは可

#### <参加費>

有料の場合、材料実費程度であること。

※原則 1,000 円以下

### <開催時間>

原則 1 時間 30 分以上開催すること。

### <その他>

名古屋市が行う他の助成・補助事業（子ども食堂等運営補助金は除く）を受けていないこと。（認知症カフェの助成金、運営費については名古屋市老人クラブ連合会が実施する友愛活動費など）

### 【参加人数の考え方】

サロン運営ボランティアが参加者として参加する場合は、サロン運営ボランティアも含めた人数を参加人数とします。ただし、推進協や社会福祉施設、NPO 法人等が実施する場合などで参加者とサロン運営ボランティアを区分している場合はこの限りではありません。なお、施設等の職員は参加者と区分し、参加人数には含まないようにしてください。

## (2) 助成金の種類

### 開設助成金

#### <開設助成金の内容・金額>

定期的に月 1 回以上実施し、開設当初の参加人数が 5 人以上を見込まれるサロンに対し、必要な物品の購入経費を上限 5 万円まで助成します。

※開設後、継続実施が見込まれるサロン、または開設から 6 か月以内のサロン、又は助成決定後 3 か月以内に開設可能なサロンが対象

#### <開設助成金の用途>

備品購入費	掃除機、扇風機、レクリエーション・スポーツ用品、体操グッズ等の購入費用等 ※個人に帰属するものは対象外
消耗品	筆記用具、ノート、コピー用紙、封筒、折り紙、用紙、テープ等の購入費用等（3か月相当まで可） ※参加者への記念品やイベントの景品等の購入費用は対象外
印刷製本費	資料や案内チラシ等の印刷費用、コピー代等（3か月相当まで可）

サロンの開設に必要な物品の購入費に使用できます。

※消耗品やチラシ印刷代は、開設 3 か月相当分までは対象となります。（飲食物は不可）

※保険料、会場費、工事費、改修費は対象となりません。

※高額な物品については、必ず事前に社会福祉協議会までご相談してください。

※自宅等でサロンを開設する場合、購入した物品を私的に使用することはできません。

※基本的には助成決定後に購入したものが対象です。ただし、助成申請前に開設したサロンで、購入した物品の領収書が添付できる場合は、助成決定前に購入した物品でも申請できます（助成金の対象とならない場合がありますのでご注意ください）。

<開設助成金の事前チェックシート>

申請前に対象となるかチェックしてみましょう。全て該当すれば助成対象となります。

項目	要件	チェック欄
設置目的	地域での孤立・閉じこもりの防止、健康・生きがいつくり、地域住民との交流や仲間づくり等を目的とし、営利、宗教・政治活動を目的としないこと（営利、宗教・政治活動と区別がつかない場合は不可）。 ※社会福祉施設等が、職員配置要件等本来事業を損なわない限りで実施するものは可。	
活動内容	いつでも誰でも気軽に参加できるような交流の場があること。 ※原則として特定のプログラムのみへの参加が条件の同好会やサークル、グループは不可（開催時間の半分（概ね45分）は交流の時間を設けること）。	
実施主体	地域住民団体やボランティア団体、NPO法人等、この事業に理解と熱意のある団体であること ※個人の場合は不可。	
実施場所	設置目的に従い、一定の場所で定期的に行うことができること。 ※毎回場所が異なる場合は不可。	
参加対象者	市内にお住まいの高齢者、障がい者、子育て中の親子などを中心に、地域住民の誰もが参加できる。また、新たな参加者を拒まず、特定の参加者に偏らないこと。	
参加人数	開設当初の参加人数が5人以上を見込むことができること。 ※子育てサロンの場合は親子の実人数とする。	
参加費	材料実費程度であること。 ※原則1,000円以下であること。	
開催頻度	月1回以上開催をしている、またはその見込みがあること。	
開催時間	1回の開催時間が、原則1時間30分以上であること。	
開設日	開設後半年を経過していないこと。若しくは助成決定通知日より3か月以内に開設可能なサロンであること。	
助成申請	名古屋市が行う他の助成・補助事業（子ども食堂等運営補助金は除く）を受けていないこと。 ※過去を含めて他の助成・補助事業を受けていないこと。 ※認知症カフェの開設助成を受けていないこと。	
助成金の 用途	サロンの開設に必要な物品の購入費に充てること。 ※保険料や会場費、修繕費、工事費は不可。 ※消耗品・ちらし印刷代等は3か月相当までは可（飲食物は不可）。 ※高額な物品については必ず事前に社会福祉協議会までご相談してください。 ※自宅等でサロンを開設する場合、購入した物品を私的に使用することはできません。 ※原則、助成決定後に購入したものが対象です。ただし、助成申請前に開設したサロンで、購入した物品の領収書が添付できる場合は助成決定前に購入した物品でも申請できます（助成金の対象とならない場合がありますのでご注意ください）。	

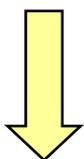
詳しい申請方法・助成内容については必ず各区の社会福祉協議会までお問い合わせください。

<開設助成金の手続きの流れ>

サロンを開設する区の社会福祉協議会に、開設から半年以内に申請してください。なお、助成決定日から3か月以内に開設が可能なサロンも対象となります。

区社協に申請

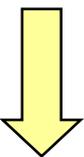
- 【提出書類】 ◆開設助成金交付申請書（第1号様式）  
◆事業計画（任意様式）  
◆サロンの概要が分かるもの（チラシ・パンフレット・広報誌など）



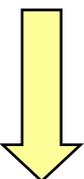
市社協にて審査

交付決定・助成金交付

- 【通知】（開設・運営）助成金交付決定通知書（第3号様式）



物品の購入  
サロンの開催



交付決定日から3か月以内に提出してください。

事業実績報告

- 【提出書類】 ◆サロン実績報告書（第4号様式）  
◆サロン名称、会場、開催日、参加者数、ボランティア数を明記したもの  
◆物品領収書（写）

## 運営助成金

### <運営助成金の内容・金額>

定期的に月 2 回以上実施するサロンに、サロンの運営に要する経費に助成を行います。申請は、半期ごと（4～9 月、10～3 月）に受け付けています。

区分	小規模型サロン		中規模型サロン		大規模型サロン	
参加人数	5 人以上		15 人以上 ※65 歳以上の参加人数		25 人以上 ※65 歳以上の参加人数	
実施回数	月 2 回	月 4 回	月 2 回	月 4 回	月 2 回	月 4 回
月額 (助成基準額)	2,000 円	4,000 円	6,000 円	12,000 円	10,000 円	20,000 円
1 回あたり	1,000 円		3,000 円		5,000 円	

※助成対象経費の実支出額と助成基準額とを比較していずれか少ない額を助成します。

※申請は 6 か月単位で、小規模型または中規模型、大規模型のいずれかの区分での申請となります。

※原則、6 か月中 5 か月は助成要件を満たしていることが必須です。助成要件を満たしていない 1 か月については、助成要件を満たす回数に応じて申請ができます。

※半期の途中月からサロンを開設する場合も申請可能です。

### 【申請可の例（月 2 回開催のサロンの場合）】

- 助成要件を満たしていない回が 1 回ある場合

⇒5 か月分+1 回あたりの金額で申請可（小：11,000 円、中：33,000 円、大：55,000 円）

	10月		11月		12月		1月		2月		3月	
実施回数	○	○	○	○	○	○	×(○)	○	○	○	○	○
参加人数	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○
小規模型	2,000円		2,000円		2,000円		—	1,000円	2,000円		2,000円	
中規模型	6,000円		6,000円		6,000円		—	3,000円	6,000円		6,000円	
大規模型	10,000円		10,000円		10,000円		—	5,000円	10,000円		10,000円	

- 助成要件を満たしていない月が 1 月ある場合

⇒5 か月分で申請可（小：10,000 円、中：30,000 円、大：50,000 円）

	10月		11月		12月		1月		2月		3月	
実施回数	○	○	○	○	○	○	×(○)	×(○)	○	○	○	○
参加人数	○	○	○	○	○	○	×	×	○	○	○	○
小規模型	2,000円		2,000円		2,000円		—	—	2,000円		2,000円	
中規模型	6,000円		6,000円		6,000円		—	—	6,000円		6,000円	
大規模型	10,000円		10,000円		10,000円		—	—	10,000円		10,000円	

【申請不可の例（月2回開催のサロンの場合）】

- ・助成要件を満たさない月が2月ある場合

	10月		11月		12月		1月		2月		3月	
実施回数	○	○	○	○	○	×(○)	×(○)	○	○	○	○	○
参加人数	○	○	○	○	○	×	×	○	○	○	○	○

<運営助成金の使途>

報償費	外部講師に支払う謝金、交通費 ※サロン運営ボランティアへの謝金や交通費は対象外
賃借料	会場使用料、機材レンタル料、冷暖房費等
消耗品費	筆記用具、ノート、コピー用紙、封筒、折り紙、用紙、テープ等の購入費用 ※参加者への記念品やイベントの景品等の購入費用は対象外
食糧費	参加者に提供するお茶、お菓子等の購入費用 ※食材費、飲食費（弁当代、会食経費、飲食店での食事代、アルコール類購入費用等）は対象外
通信運搬費	資料送付に必要な切手代等
印刷製本費	資料や案内チラシ等の印刷費用、コピー代等
備品購入費	掃除機、扇風機、レクリエーション・スポーツ用品、体操グッズ等の購入費用 ※個人に帰属するものは対象外
その他	ボランティア保険、イベント保険等の保険料 ※サロン運営ボランティアや参加者の交通費、観光施設等への入場料、イベント等への参加費、慶弔費、その他活動と直接関係のない費用は対象外

※収支について記載した帳簿（写）と、サロンの概要が分かるもの（チラシ、パンフレット、広報誌など）を添付してください。

※各回の参加人数、月ごとの実施回数分かるもの（受付名簿及び予定表等の写し）を作成してください。提出は不要ですが、5年間保存をお願いします。

**留意事項**

- ・本助成金は住民主体の団体活動を支援するものであり、個人や会社・法人の利益になると判断されるものについては、助成金の対象とならない場合があります。
- ・助成件数には限りがあり、ご希望に添えない場合もありますので、あらかじめご了承ください。

<運営助成金の事前チェックシート>

申請前に対象となるかチェックしてみましょう。全て該当すれば助成対象となります。

項目	要件	チェック欄
設置目的	地域での孤立・閉じこもりの防止、健康・生きがいつくり、地域住民との交流や仲間づくり等を目的とし、営利、宗教・政治活動を目的としないこと（営利、宗教・政治活動と区別がつかない場合は不可）。 ※社会福祉施設等が、職員配置要件等本来事業を損なわない限りで実施するものは可。	
活動内容	いつでも誰でも気軽に参加できるような交流の場があること。 ※原則として特定のプログラムのみへの参加が条件の同好会やサークル、グループは不可（開設時間の半分（概ね45分）は交流の時間を設けること）。	
実施主体	地域住民団体やボランティア団体、NPO法人等、この事業に理解と熱意のある団体であること。 ※個人の場合は不可	
実施場所	設置目的を達成できるよう一定の場所で定期的に行うことができること。 ※毎回場所が異なる場合は不可。	
参加対象者	市内にお住まいの高齢者、障がい者、子育て中の親子などを中心に、地域住民の誰もが参加できること。また、新たな参加者を拒まず、特定の参加者に偏らないこと。	
参加人数	区分ごとに参加人数が毎回、各区分の人数（5人以上、15人以上、25人以上）を満たしていること。 ※子育てサロンの場合は親子の実人数とする。 ※15人及び25人以上については65歳以上の人数を数えること。	
参加費	材料実費程度までであること。 ※原則1,000円以下であること。	
開催頻度	月2回以上又は月4回以上開催をしている、または見込みがあること。	
開催時間	1回の開催時間が、原則1時間30分以上であること。	
開設日	6か月中5か月は助成要件を満たしていること。 ※助成要件を満たしていない1か月については、助成要件を満たす回数に応じて1回あたりの金額を上乗せして申請できる。 ※半期の途中月からサロンを開設する場合も申請可。	
助成申請	名古屋市が行う他の助成・補助事業（子ども食堂等運営補助金は除く）を受けていない。 ※他の助成・補助事業を受けていないこと。 ※認知症カフェの運営助成を受けていないこと。 ※名古屋市老人クラブ連合会が実施する友愛活動費を申請予定でないこと。	
助成金の使途	消耗品費、材料費、印刷費、外部講師への謝礼、備品購入費、会場費等のサロン運営にかかる費用であること。	
添付書類	収支について記載した帳簿など、サロンの概要が分かるもの（チラシ・パンフレット・広報誌など）が添付できること。 ※添付は不要だが、各回の参加者数が分かるもの（受付名簿など）の作成が必要。	

詳しい申請方法・助成内容については必ず各区の社会福祉協議会までお問い合わせください。

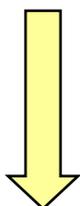
<運営助成金の手続きの流れ>

区社協に申請

サロンを開設している区の社会福祉協議会に申請してください。申請期日は、4月～9月分は10月上旬、10月～3月分は4月上旬となっています。（※詳しい申請期日は、各区社協までお問合せください。）

【提出書類】

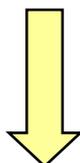
- ◆ 運営助成金交付申請書兼実績報告書（第2号様式）
- ◆ 収支について記載した帳簿等（写）
- ◆ サロンの概要が分かるもの（チラシ・パンフレット・広報誌など）



市社協にて審査

交付決定・助成金の交付

【通知】（開設・運営）助成金交付決定通知書（第3号様式）



助成金領収書の提出

【提出書類】 ◆助成金領収書

## 8 社会福祉協議会は「サロン何でも相談所」

名古屋市・区社会福祉協議会は、ふれあい・いきいきサロンを応援しています。

サロンに関する悩みごとや困りごとがありましたら、サロンを設置している区社会福祉協議会にお気軽にご相談ください。



**ふれあい・いきいきサロンに関する悩み事・困り事などがありましたら、  
小さなことでも社会福祉協議会にご相談ください!!**

**“ふれあい・いきいきサロン”とは?**

- ① 地域住民のみなさまが (高齢者や障がい者、子育て中の親子、地域住民どなたでも)
- ② 身近な場所に集まって (コミュニティセンター、集会所、福祉施設などスペースがあればどこでも)
- ③ 気軽に楽しくふれあいを深め交流をする活動です。(みんなで内容を決めて運営していく)

地域の「お茶の間」「たまり場」とも言われています。

たとえば、こんな相談ごとにお答えします。

<b>サロンを開設したい…</b> <ul style="list-style-type: none"><li>● どんな準備や物品が必要なの?</li><li>● サロンの会場が見つからない</li><li>● 運営スタッフ・協力者を募集したい</li><li>● サロンを運営するための助成や資金づくりについて知りたい</li></ul> 	<b>サロンを続けたい…</b> <ul style="list-style-type: none"><li>● 活動がマンネリ化してきたので、何か良いプログラムはない?</li><li>● 参加者をもっと増やしたい</li><li>● 運営スタッフ同士のネットワーク(協議の場)に参加したい</li></ul> 
<b>サロンに参加したい…</b> <ul style="list-style-type: none"><li>● 家の近くで開催されているサロンはあるの?</li><li>● 定期的に通える場所がほしい</li><li>● 趣味が続けられるサロンはない?</li></ul> 	<b>サロンに協力したい…</b> <ul style="list-style-type: none"><li>● 運営スタッフとしてボランティアがしたい</li><li>● 会場や物品の提供をしたい</li><li>● 企業・法人として社会貢献をしたい</li><li>● 地域と交流を促りたい</li></ul> 

◆市・区社会福祉協議会一覧

区社協名	住 所	電話番号 (FAX 番号)
名古屋市社会福祉協議会	〒462-8558 北区清水4-17-1 総合社会福祉会館5階	911-3193 (913-8553)
千種区社会福祉協議会	〒464-0825 千種区西崎町2-4-1	763-1531 (763-1547)
東区社会福祉協議会	〒461-0001 東区泉2-28-5	932-8204 (932-9311)
北区社会福祉協議会	〒462-0844 北区清水4-17-1 区総合庁舎1階	915-7435 (915-2640)
西区社会福祉協議会	〒451-8508 西区花の木2-18-1 区役所等複合施設5階	532-9076 (532-9082)
中村区社会福祉協議会	〒453-0024 中村区名楽町4-7-18 複合施設1階	486-2131 (483-3410)
中区社会福祉協議会	〒460-0013 中区上前津2-12-23	331-9951 (331-9953)
昭和区社会福祉協議会	〒466-0051 昭和区御器所3-18-1	884-5511 (883-2231)
瑞穂区社会福祉協議会	〒467-0016 瑞穂区佐渡町3-18	841-4063 (841-4080)
熱田区社会福祉協議会	〒456-0031 熱田区神宮3-1-15 区役所等複合施設6階	671-2875 (671-4019)
中川区社会福祉協議会	〒454-0875 中川区小城町1-1-20	352-8257 (352-3825)
港区社会福祉協議会	〒455-0014 港区港楽2-6-32	651-0305 (661-2940)
南区社会福祉協議会	〒457-0058 南区前浜通3-10 区役所庁舎4階	823-2035 (823-2688)
守山区社会福祉協議会	〒463-0048 守山区小幡南1-24-10 アクロス小幡2・3階	758-2011 (758-2015)
緑区社会福祉協議会	〒458-0041 緑区鳴子町1-7-1	891-7638 (891-7640)
名東区社会福祉協議会	〒465-0025 名東区上社1-802 上社ターミナルビル2階	726-8664 (726-8776)
天白区社会福祉協議会	〒468-0015 天白区原1-301 原ターミナルビル3階	809-5550 (809-5551)